相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市鍛冶町一二番地、最後の住所秋田県横手市鍛冶町五番二九号
被相続人　亡　大塚　精一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
秋田県湯沢市字祝田一四一番地一
相続財産管理人　大山幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡城里町大字岩船七二三番地二、最後の住所茨城県日立市会瀬町二丁目二八番二二号　被相続人　亡　関　六之介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区錦町二丁目三〇番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区錦町二丁目一番四一号　被相続人　亡　早坂　匡志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
埼玉県熊谷市宮町二丁目一一八番地末広不動産宮町ビル二階・三階　弁護士法人蔭山法律事務所熊谷支所
相続財産管理人　弁護士　森田　智博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区小豆沢二丁目九番地四、最後の住所東京都板橋区常盤台一丁目三一番一三号日本防犯研究所
被相続人　亡　榎本佳世子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
東京都港区赤坂三丁目一三番四号第三吉田ビル二階前川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前川　渡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂三丁目六八番地六、最後の住所東京都中央区晴海一丁目七番一―二一〇号　被相続人　亡　森本　剛司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市山崎一丁目一九六四番地五、最後の住所東京都町田市山崎一丁目三番二―一〇九号　被相続人　亡　日吉　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区雷門二丁目二番地一一、最後の住所東京都豊島区千早一丁目一四番二号山手フラット一〇一号　被相続人　亡　大島　雪江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上中　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県浦安市猫実三丁目一四四番地一号、最後の住所東京都千代田区神田淡路町二丁目八番地一かんだ連雀　被相続人　亡　泉澤　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
事務所東京都港区虎ノ門二―三―二第一秋山ビルディング七階ひかり総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　楠　慶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国分寺市新町三丁目一六番地二一、最後の住所東京都港区赤坂四丁目五番二一―四一九号　被相続人　亡　松山　芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
事務所東京都千代田区神田小川町一―四和田ビル三階栗原浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗原　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市福岡町三日市四五一番地、最後の住所富山県高岡市福岡町赤丸一一〇三番地一アルテン赤丸　被相続人　亡　大庭　はる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
富山県砺波市宮沢町一番五一号　アイビジョン二―A　となみ野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市城北新町二丁目三九八番地九九、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区野田町一七一番地リベール姫路駅前九〇三号　被相続人　亡　中野　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十八日
兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地
相続財産管理人　谷林　一憲

第12期決算公告　平成26年3月18日

東京都千代田区神田小川町2―2
センタークレストビル3階
株式会社東海あんしんエージェンシー
取締役社長　立川　泰輔

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	230,018
	固定資産	25,118
	合計	255,136
負債及び純資産の部	流動負債	78,821
	株主資本	176,314
	資本金	100,000
	剰余金	152,041
	その他資本剰余金	152,041
	利益剰余金	△75,727
	その他利益剰余金	△75,727
	（うち当期純損失）	（75,727）
	合計	255,136